監査事務の流れ

定期監査を例にした監査事務の大まかな流れです。

監査計画の決定

1年間に実施する監査の種類や回数、時期などを定めます。

監査実施計画の決定

監査の対象とする部署や期間、着眼点など監査の実施に向けた具体的な項目を決定します。

監査の実施

監査の対象部署に対し、監査の実施について通知し、必要な書類の提出や説明 を求めます。

提出された関係書類等を調査し、必要に応じて実地調査などを行います。

監査結果の決定

監査結果の報告内容は、監査委員の合議により決定します。「合議により」とは、2人の監査委員の協議により意見を一致させることをいいます。

監査結果の報告・公表

監査結果を議会と市長その他の執行機関に報告するとともに、公表します。 報告を受けた議会や市長その他の執行機関は、監査の結果に基づき、又はその 結果を参考として必要な措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知します。 通知を受けた監査委員は、その通知を受けた事項を公表します。